



- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [車両制限令第3条第1項第2号イに基づく道路の指定\(道路環境課\)](#)
- [車両制限令第3条第1項第3号に基づく道路の指定等\(道路環境課\)](#)
- [国道407号及び県道岩殿観音南戸守線と折本山公園及び3号緑地\(せせらぎ緑道\)との兼用工作物の管理協定\(道路環境課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [深谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [和光都市計画事業白子三丁目中央土地区画整理事業の事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [埼玉県景観計画の変更\(田園都市づくり課\)](#)
- [計量器の定期検査\(計量検定所\)](#)
- [計量器の定期検査\(計量検定所\)](#)
- [県道川越栗橋線の供用開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたまふじみ野所沢線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたまふじみ野所沢線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道東松山越生線の区域変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道東松山鴻巣線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道東松山鴻巣線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道皆野荒川線の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道皆野両神荒川線の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [国道140号の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道花園本庄線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道菅谷寄居線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道葛飾吉川松伏線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道葛飾吉川松伏線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道葛飾吉川松伏線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道葛飾吉川松伏線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道草加流山線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道金明町鳩ヶ谷線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [暴力追放運動推進センターの名称変更\(捜査第四課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

## 正誤

- [埼玉県告示第221号中訂正\(水環境課\)](#)

# 規則

埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県規則第九号

埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県屋外広告物条例施行規則（昭和五十年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第二項第一号中「をいう」の下に「。以下この号において同じ」を、「法定代理人」の下に「（当該法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）」を加え、同項第四号中「写し」の下に「（当該法定代理人が法人である場合にあつては、登記事項証明書）」を加える。

第十四条の六第三項第一号口中「屋外広告業者（当該屋外広告業者が営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該屋外広告業者及びその法定代理人）」を削り、同項第四号中「及び」を「又は」に改める。

舊法第十二号表中「あて先」を「宛先」に

未成年者である場合  
の法定代理人の氏名  
及び住所

を

未成年者である場合  
の法定代理人の氏名  
及び住所（法人にあ  
つては、主たる事務  
所の所在地、名称及  
び代表者の氏名）

旧法第六号 同表左欄の注に次のように加える。

3 申請者が未成年者である場合において、法定代理人が法人であるときは、

その役員の職名及び氏名を法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の職名及び氏名の欄に記載するこ

と。

- 4 上記の欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して添付すること。

「 氏名  
法定代  
住所  
私  
当法人」  
「私」  
住所  
氏名

「 氏名（自署又は記名押印）。

法人にあつては、主たる

事務所の所在地、名称及

び代表者の氏名並びに代

理人

や

表者の印)

住所

法定代理人が法人である場合の役員

(自署又は記名押印)

職名

住所

氏名(自署又は記名押印)

監 印

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 規則

埼玉県景観規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第十号

埼玉県景観規則の一部を改正する規則

埼玉県景観規則（平成十九年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号を次のように改める。

- 一 特定課題対応区域のうち、圏央道沿線区域
  - 二 景観形成推進区域となる前に圏央道沿線区域であった区域
- 第三条第五項第一号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ及びハ中「遮へいする」を「遮蔽する」に改め、同条第六項第一号中「すべて」を「全て」に改める。

第四条第一項の表中「すべて」を「全て」に、

行為の対象となる土地の面積が五百平方メートル  
つ堆積の高さが一・五メートル

五 物件の堆積（条 例第七条第一項に 規定する物件の堆 積をいう。第六条 第一項第二号イ及 びハにおいて同 じ。）
---

を	） 物件の堆積（条 第七条第一項に規 定する物件の堆積を いう。第六条第一項 第二号イ及びハにお いて同じ。）
---	---

定 課 題 対 区 応 区 域 限  
道 沿 線 区 域 限

特央  
( 圏

例 定 い 第

行為の対象となる土地の面積が五百平方メートル  
かつ堆積の高さが一・五メートル

に改める。

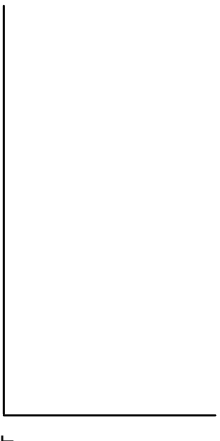
第六条第一項第一号ロ(1)中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号イ及びハ中  
「<sup>たい</sup>堆積」を「堆積」に改め、同号ニ中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同号ニ(1)  
中「すべて」を「全て」に改め、同号ニ(2)及びニ(3)中「遮へいする」を「遮蔽する」  
に改める。

第二十八条第二号中「第八条第二項第二号」を「第八条第三項」に改める。

様は第一号(表)中「あて先」を「宛先」に、

一般課題対応区域  
( 都市区域 田園区域  
特定課題対応区域  
景観形成推進区域

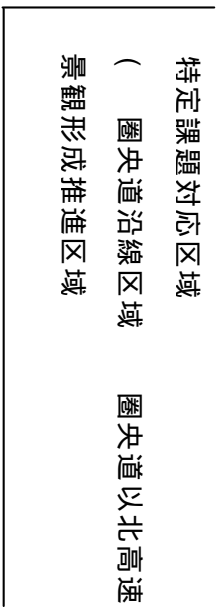
一般課題対応区域  
( 都市区域 田園区域 山地・丘  
山地・丘陵区域 )



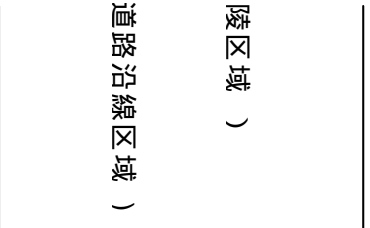
を

特定課題対応区域  
( 圏央道沿線区域  
景観形成推進区域

圏央道以北高速



「

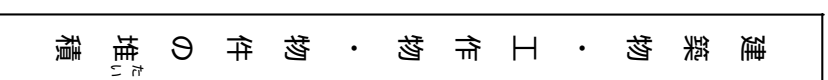


陵区域 )

道路沿線区域 )

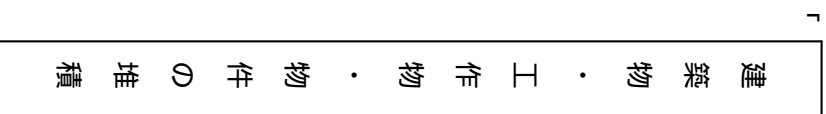
「『堆積』を『堆積』として回覧中( 県) 中

を



建築物・工作物・物件の堆積

」



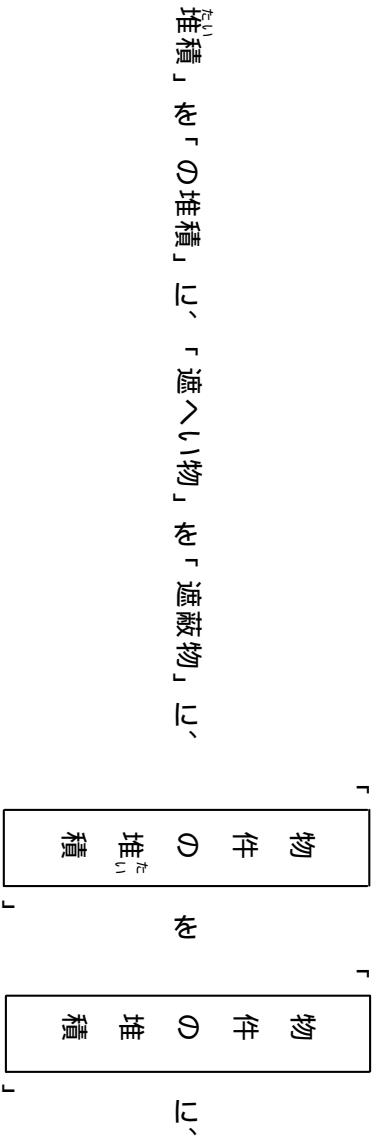
建築物・工作物・物件の堆積

として。

基本図110 (※) 中

一般課題対応区域  
( 都市区域 田園区域 山地・丘陵区域 )  
特定課題対応区域  
景観形成推進区域

一般課題対応区域  
( 都市区域 田園区域 山地・丘陵区域 )  
特定課題対応区域  
( 圏央道沿線区域 圏央道以北高速道路沿線区域 )  
景観形成推進区域



「堆積」は「の堆積」は「遮へい物」は「遮蔽物」は

「堆積の高さ」は「堆積の高さ」は「堆積物」は「堆積物」は

建築物・工作物の堆積



積

建

築

物

・

工

作

物

に於て、回禁が(敷)中

建

築

物

・

工

作

物

を

建

築

物

・

工

作

物

に、<sup>た</sup>積する、を<sup>た</sup>積

する」に、<sup>た</sup>積して、を<sup>た</sup>積して、に、<sup>た</sup>積物、を<sup>た</sup>積物、に、<sup>た</sup>遮へいして、を<sup>た</sup>遮蔽して、に於て。

一般課題対応区域

( 都市区域 田園区域 山地

特定課題対応区域

景観形成推進区域

磐前川畔「あて先」を「宛先」に、

一般課題対応区域

( 都市区域 田園区域 山地・丘陵区域 )

特定課題対応区域

( 圏央道沿線区域 圏央道以北高速道路沿線  
景観形成推進区域

・丘陵区域 )

区域 )

12.12.20°

警察派出所 ( 紫 ) 中「あて先」を「宛先」に

一般課題対応区域  
( 都市区域 田園区域  
特定課題対応区域  
景観形成推進区域

山地・丘陵区域 )

一般課題対応区域  
( 都市区域 田園区域 山地・丘  
特定課題対応区域  
( 圏央道沿線区域 圏央道以北高速  
景観形成推進区域

陵区域 )  
道路沿線区域 )

12. 「堆積」を「堆積」に名称変更 ( 紫 ) 中

建築物・工作物・物件の堆積

」

建築物・工作物・物件の堆積

に改める。

」

一般課題対応区域  
( 都市区域 田園区域  
特定課題対応区域  
景観形成推進区域

基本図面(案)中「あて先」を「宛先」に

一般課題対応区域  
( 都市区域 田園区域 山地・丘  
特定課題対応区域  
( 圏央道沿線区域 圏央道以北高速  
景観形成推進区域

山地・丘陵区域)

を

建築物

陵区域 )

道路沿線区域 )

に、「たい塙」を「せん塙」に改め、同様式(裏)中

を

・ 工 作 物 ・ 物 件 の たい 塙

に改める。

建 築 物 ・ 工 作 物 ・ 物 件 の たい 塙

附 則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、第二十八条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

# 規則

学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸一

埼玉県教育委員会規則第六号

学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則（昭和四十八年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表二の項中

寄宿舎において、舎監及び寄宿舎指導員が行う児童・生徒の生活指導又は世話

を

寄宿舎において、舎監及び寄宿舎指導員が行う児童・生徒の生活指導又は世話  
農業に関する学科の施設又は農場の管理（特別支援学校羽生ふじ高等学園に係るものに限る。）

に

改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 規 則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

埼玉県教育委員会規則第七号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十一年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表特別支援学校の項中「学科主任」の下に「、農場長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月23日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

埼玉県公安委員会規則第 3 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の204の項中「都県境」を「、東京都境」に改め、同表に次のように加える。

290 一般国道122号	羽生市大字上新郷、群馬県境から 羽生市小松台 2 丁目705番24地先まで
291 一般県道堀兼根岸線	狭山市柏原字円光寺372番 9 地先から 狭山市大字根岸字東久保643番 1 地先まで
292 日高市道 C 944号線	日高市大字高富字豊栄62番 2 地先から 日高市大字高富字豊栄55番12地先まで
293 狭山市道幹第41号線	狭山市柏原字円光窪372番 3 地先から 狭山市大字下広瀬字稻荷山800番 1 地先まで
294 狭山市道 E 第207号線	狭山市柏原字上の原675番 1 地先から 狭山市大字下広瀬字稻荷山801番 5 地先まで

附 則

この規則は、平成24年 4月 1 日から施行する。

# 管理規程

埼玉県病院事業管理規程第一号

埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程の一部を改正する規程

埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程（平成二十一年病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「蓮田市大字馬込二〇〇一番地」を「蓮田市蓮田四丁目二三〇番地」に改める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成二十四年三月二十三日から施行する。



## 告 示

埼玉県告示第三百十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年三月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人一次救急救命救助隊
- 三 代表者の氏名  
青木 勝也
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県鴻巣市関新田百八十八番地三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、心停止の人に対し、迅速な心肺蘇生を行い心停止からの除細動器（AED）を活用し人命救助に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第三百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
固定型モニタリングポスト 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県環境部環境政策課企画・環境影響評価担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年 1 月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立アロカメディカル株式会社 東京都三鷹市牟礼 6 丁目22番 1 号
- 5 落札金額  
51,324,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成23年12月 9 日

## 告 示

埼玉県告示第三百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年三月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 想 i s t

三 代表者の氏名

大 畑 成 悟

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市桜区上大久保五百十九番一埼玉県浦和・大久保合同庁舎一号

館

五 定款に記載された目的

この法人は、異業種や異世代、健常者や障害者など全ての市民が、気軽に参加することができるコミュニケーションや自己啓発の場を提供し、人々の心が豊かに体も健康になり、自らの力で自分たちが住みやすい街を創造していくことに寄与することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第三百二十二号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第七条第一項の規定により、次の地域をふるさと緑の景観地として指定する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

ふるさと緑の景観地の名称及び区域

名称	区域
所沢市北中ふるさと緑の景観地	所沢市東狭山ヶ丘五丁目 九二〇番三、九二〇番八、九二二番三、九二三番一の一部、九二四番一の一部、九二四番二の一部、九三七番一、九三七番二、九三七番三、九三七番四、九四〇番、九四一番、九四九番一、九四九番二、九五〇番二、九五〇番一、九五〇番一、九五〇番二、九五一番七、九五二番三、九五三番一、九五四番一、九五四番四、九五四番五、九五六番四、九五八番二 所沢市北中二丁目 三〇一番二、三〇四番、三〇五番 所沢市北中四丁目 三六一番五、三六七番一、三七二番一、三七二番二、三七三番一、三七九番一、四五五番、四五六番一、四五六番二、四五六番三、四五七番一、四五七番二、四五七番三、四六一番一、四六一番三、四六一番一、四七一番三、四七二番三

# 告 示

埼玉県告示第三百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー草加ショッピングプラザ

埼玉県草加市氷川町八百七十三 一

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

千舟興産株式会社 代表取締役 東久夫

東京都港区芝公園二丁目四番一号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十三年一月三十一日

# 告 示

埼玉県告示第三百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

SHOPPING CENTER SOYOCA FUJIMINO

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十番三号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）アウトレットモールリズム（大井苗間ショッピングセンター）

（変更後）SHOPPING CENTER SOYOCA FUJIMI

NO

## ハ 変更年月日

平成二十四年二月二十二日

## 二 届出年月日

平成二十四年三月十三日

## 二 縦覧期間

平成二十四年三月二十三日から平成二十四年七月二十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十四年三月二十三日から平成二十四年七月二十三日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第三百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

SHOPPING CENTER SOYOCA FUJIMINO

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十番三号

### ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一六一平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 二四六平方メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）ナンバー一 午前六時から午後十時

ナンバー二 午前六時から午後十時

（変更後）ナンバー一 午前六時から午後十時

ナンバー二 午前六時から午後十時

ナンバー三 午前八時三十分から午前十時

## ハ 変更年月日

平成二十四年十一月十四日

## 二 届出年月日

平成二十四年三月十三日

## ニ 縦覧期間

平成二十四年三月二十三日から平成二十四年七月二十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。



イ 意見書提出期間

平成二十四年三月二十三日から平成二十四年七月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川田谷北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	坂巻義範	埼玉県桶川市大字川田谷二千五百八番地
同	三村政男	同 同 同 二千五百四十六番地の一
同	松沢良二	同 同 同 四千九百四十六番地の三
同	高柳光男	同 同 同 三千三百七十一番地の一
同	小澤嘉孝	同 同 同 四千八十九番地
同	新井光夫	同 同 同 四千九十九番地
同	小島達男	同 同 同 三千四百七十一番地
同	三村彦三郎	同 同 同 三千四百五十八番地
同	天沼行雄	同 同 同 四千三百七十九番地の一
同	岩田好則	同 同 同 四千六百三十一番地の一
同	小高稔	同 同 同 四千五十三番地の一
同	矢部昭治	同 同 同 四千五百九十三番地の四
同	松沢文雄	同 同 同 四千六百九十二番地
同	齊藤和美	同 同 同 四千九百九十三番地
同	市川幸三	同 同 同 四千九百二十三番地
同	松沢良一	同 同 同 二千五百十三番地の一
同	水村光雄	同 同 同 七千四百三十四番地の一
同	小峯完治	同 同 同 五千五百一番地
同	小峯光博	同 同 同 五千四百八十七番地の一
同	中村進	同 同 同 三千七百七十六番地
同	熊井實	同 同 同 上日出谷九百七十一番地の十八
監事	島村信男	同 同 同 川田谷三千八百七十七番地
同	内田勇	同 同 同 四千八百四十九番地の一
同	小沢昌利	同 同 同 三千七百四十番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	坂巻義範	埼玉県桶川市大字川田谷二千五百八番地
同	三村政男	同 二千五百四十六番地の一
同	松沢良二	同 四千九百四十六番地の三
同	高柳光男	同 三千三百七十一番地の一
同	小澤嘉孝	同 四千八十九番地
同	新井光夫	同 四千九十九番地
同	小島達男	同 三千四百七十一番地
同	三村彦三郎	同 三千四百五十八番地
同	天沼行雄	同 四千三百七十九番地の一
同	岩田好則	同 四千六百三十一番地の一
同	小高稔	同 四千五十三番地の一
同	矢部昭治	同 四千五百九十三番地の四
同	松沢文雄	同 四千六百九十二番地
同	齊藤和美	同 四千九百九十三番地
同	市川幸三	同 四千九百二十三番地
同	松沢良一	同 二千五百十三番地の一
同	水村光雄	同 七千四百三十四番地の一
同	小峯完治	同 五千五百一番地
同	小峯光博	同 五千四百八十七番地の一
同	大沢角治	同 四千九百八十四番地の一
同	堀口昭治	同 七千二百二十八番地
監事	島村信男	同 三千八百七十七番地
同	内田勇	同 四千八百四十九番地の一
同	青木譽豊	同 上日出谷三百三番地

# 告 示

埼玉県告示第三百二十七号

平成二十四年埼玉県告示第二百六十九号で公示した公共測量（基準点座標補正）は、平成二十四年一月三十一日終了した旨測量計画機関の長である秩父郡小鹿野町長福島弘文から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第三百二十八号

測量計画機関の長である北本市長石津賢治から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

北本市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

北本市

四 作業期間

平成二十四年二月二日から平成二十四年三月三十日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百二十九号

測量計画機関の長である熊谷市長富岡清から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

熊谷市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

熊谷市

四 作業期間

平成二十四年二月三日から平成二十四年三月三十一日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百二十号

測量計画機関の長である深谷市長小島進から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

深谷市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

深谷市

四 作業期間

平成二十四年二月六日から平成二十四年三月三十日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百三十一号

測量計画機関の長である本庄市長吉田信解から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

本庄市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

本庄市

四 作業期間

平成二十四年二月八日から平成二十四年三月十九日まで



# 告 示

埼玉県告示第三百三十二号

測量計画機関の長である入間市長木下博から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

入間市全域

四 作業期間

平成二十四年二月六日から平成二十四年三月三十一日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百三十三号

測量計画機関の長である秩父市長久喜邦康から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

秩父市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

秩父市

四 作業期間

平成二十四年二月八日から平成二十四年三月二十三日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百二十四号

測量計画機関の長である八潮市長多田重美から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

八潮市

四 作業期間

平成二十四年二月八日から平成二十四年三月三十日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百二十五号

測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（さいたま市一級基準点改測）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十四年一月十三日から平成二十四年三月二十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百二十六号

測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（さいたま市二級基準点改測）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十四年二月二日から平成二十四年三月二十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百二十七号

測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十四年二月二十日から平成二十四年三月二十三日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百二十八号

測量計画機関の長である久喜市長田中暄二から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

久喜市

四 作業期間

平成二十四年二月九日から平成二十四年三月三十日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百二十九号

測量計画機関の長である上尾市長島村穰から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量（改測））

三 作業地域

上尾市北部

四 作業期間

平成二十四年二月二十日から平成二十四年三月二十日まで



## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十号

測量計画機関の長である北葛飾郡杉戸町長古谷松雄から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

北葛飾郡杉戸町

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

北葛飾郡杉戸町

四 作業期間

平成二十四年二月十日から平成二十四年三月二十三日まで

# 告示

埼玉県告示第三百四十一号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長竹島睦から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

## 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

## 二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

## 三 作業地域

荒川二八・八キロメートル（笹目橋）から五四・キロメートル（太郎右衛門橋）

## 四 作業期間

平成二十四年一月十六日から平成二十四年三月三十一日まで

# 告示

埼玉県告示第三百四十二号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長竹島睦から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 作業地域

川越市菅間地区他

四 作業期間

平成二十四年一月十六日から平成二十四年三月三十一日まで

# 告示

埼玉県告示第三百四十二号

測量計画機関の長である久喜市長田中暄二から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量、二級基準点測量）

三 作業地域

久喜市北部

四 作業期間

平成二十四年二月二十二日から平成二十四年三月三十日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百四十四号

測量計画機関の長である狭山市長仲川幸成から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

狭山市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

狭山市

四 作業期間

平成二十四年二月十日から平成二十四年三月二十四日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百四十五号

測量計画機関の長である鴻巣市長原口和久から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

鴻巣市

四 作業期間

平成二十四年二月三日から平成二十四年三月三十日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百四十六号

測量計画機関の長である南埼玉郡白岡町長小島卓から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

南埼玉郡白岡町

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

南埼玉郡白岡町

四 作業期間

平成二十四年二月三日から平成二十四年三月三十一日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百四十七号

測量計画機関の長である日高市長大沢幸夫から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

日高市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

日高市

四 作業期間

平成二十四年二月二十日から平成二十四年三月三十日まで



# 告 示

埼玉県告示第三百四十八号

測量計画機関の長である秩父市長久喜邦康から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

秩父市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

秩父市東部内

四 作業期間

平成二十三年十月十五日から平成二十四年三月二十三日まで

# 告示

埼玉県告示第三百四十九号

測量計画機関の長である北足立郡伊奈町長野川和好から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

北足立郡伊奈町

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

北足立郡伊奈町全域

四 作業期間

平成二十四年二月二十日から平成二十四年三月二十三日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第三百五十号

測量計画機関の長である北葛飾郡松伏町長会田重雄から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

北葛飾郡松伏町

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

北葛飾郡松伏町全域

四 作業期間

平成二十四年二月二十日から平成二十四年三月二十三日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百五十一号

測量計画機関の長である川越市長川合善明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（公共測量成果の座標補正（三級基準点三点））

三 作業地域

川越市の一部

四 作業期間

平成二十四年三月五日から平成二十四年三月三十日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百五十二号

測量計画機関の長である川越市長川合善明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 測量計画機関

川越市

## 二 作業種類

公共測量（公共測量成果の座標補正 一級基準点四三点、二級基準点一九二点、街区三角点一 七点、街区多角点三一九点、節点七六 点、補助点一七六五点）

## 三 作業地域

川越市内

## 四 作業期間

平成二十四年二月二十七日から平成二十四年三月三十一日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百五十二号

測量計画機関の長である戸田市長神保国男から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

戸田市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

戸田市地内

四 作業期間

平成二十四年二月二十三日から平成二十四年三月三十一日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百五十四号

測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（（街区基準点復旧測量業務）川口元郷地区 街区多角点 一点）

三 作業地域

川口市元郷地区

四 作業期間

平成二十四年二月十三日から平成二十四年三月三十一日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百五十五号

測量計画機関の長である比企郡鳩山町長小峰孝雄から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

比企郡鳩山町

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

比企郡鳩山町

四 作業期間

平成二十四年二月三日から平成二十四年三月三十日まで



# 告 示

埼玉県告示第三百五十六号

測量計画機関の長である東松山市長森田光一から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

東松山市

四 作業期間

平成二十四年二月十日から平成二十四年三月三十日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百五十七号

測量計画機関の長である東松山市長森田光一から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（都市再生地籍調査に伴う基準点のパラメータ補正）

三 作業地域

東松山市松葉町三、四丁目地内ほか

四 作業期間

平成二十三年九月三十日から平成二十四年三月三十日まで

# 告示

埼玉県告示第三百五十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

## 一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般国道	二百五十四号	和光市新倉五丁目一五八八番一地先から朝霞市大字上内間木字内川端四一八番三地先まで
一般国道	二百五十四号	児玉郡美里町大字猪俣字運命二二二五番一地先から同郡同町大字中里字東宮平六二七番三地先まで
県道	川越坂戸毛呂山線	鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字広田五〇番一地先から同市富士見二丁目三五番七地先まで
県道	松戸草加線	三郷市鷹野三丁目四四七番一地先から八潮市中央四丁目一番三八地先まで
県道	加須幸手線	久喜市八甫字天王川一四八八番一地先から幸手市大字松石字東二五五番二地先まで

## 二 指定する期日

平成二十四年四月一日

# 告示

埼玉県告示第三百五十九号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ高三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

## 一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般国道	百二十二号	羽生市大字上新郷群馬県境から 同市小松台二丁目七〇五番二四地先まで
県道	堀兼根岸線	狭山市柏原字円光寺窪三七二番九地先から 狭山市大字根岸字東久保六四三番一地先まで

## 二 指定する期日

平成二十四年四月一日

## 三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

### イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

### ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

## 八 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

# 告示

埼玉県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第一項の規定により、兼用工作物の管理の方法について、公園管理者東松山市長と協議して次のとおり定められたので告示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

路線名	国道四 百七号	東松山市 大字高坂 字長瀬四 百九番五 地先から 同市大字 高坂字長 瀬四百十 三番二地 先まで	東松山市 大字高坂 字長瀬四 百九番五 地先から 同市大字 高坂字長 瀬四百十 三番二地 先まで	道路	折本山 公園及 び3号 緑地（せ せらぎ 緑道）	兼用工作物（転落 防止柵を除く。） の改築、維持、修 繕及び災害後の 復旧工事並びに 許可、行政処分 等の権限の行使 に関する事務（占 用許可に関する ものを除く。）	兼用工作物のう ち転落防止柵の 改築、維持、修繕 及び災害後の復 旧工事並びに許 可、行政処分等 の権限の行使に 関する事務並び に兼用工作物の 占用許可に関す る事務	公園管理者	道路管理者	管理区分
位置	東松山市 大字高坂 字長瀬四 百九番五 地先から 同市大字 高坂字長 瀬四百十 三番二地 先まで	東松山市 大字高坂 字長瀬四 百九番五 地先から 同市大字 高坂字長 瀬四百十 三番二地 先まで	東松山市 大字高坂 字長瀬四 百九番五 地先から 同市大字 高坂字長 瀬四百十 三番二地 先まで	道路	折本山 公園及 び3号 緑地（せ せらぎ 緑道）	兼用工作物（転落 防止柵を除く。） の改築、維持、修 繕及び災害後の 復旧工事並びに 許可、行政処分 等の権限の行使 に関する事務（占 用許可に関する ものを除く。）	兼用工作物のう ち転落防止柵の 改築、維持、修繕 及び災害後の復 旧工事並びに許 可、行政処分等 の権限の行使に 関する事務並び に兼用工作物の 占用許可に関す る事務	公園管理者	道路管理者	管理区分
種類	道路	道路	道路	道路	折本山 公園及 び3号 緑地（せ せらぎ 緑道）	兼用工作物（転落 防止柵を除く。） の改築、維持、修 繕及び災害後の 復旧工事並びに 許可、行政処分 等の権限の行使 に関する事務（占 用許可に関する ものを除く。）	兼用工作物のう ち転落防止柵の 改築、維持、修繕 及び災害後の復 旧工事並びに許 可、行政処分等 の権限の行使に 関する事務並び に兼用工作物の 占用許可に関す る事務	公園管理者	道路管理者	管理区分
名称	折本山 公園及 び3号 緑地（せ せらぎ 緑道）	折本山 公園及 び3号 緑地（せ せらぎ 緑道）	折本山 公園及 び3号 緑地（せ せらぎ 緑道）	折本山 公園及 び3号 緑地（せ せらぎ 緑道）	折本山 公園及 び3号 緑地（せ せらぎ 緑道）	兼用工作物（転落 防止柵を除く。） の改築、維持、修 繕及び災害後の 復旧工事並びに 許可、行政処分 等の権限の行使 に関する事務（占 用許可に関する ものを除く。）	兼用工作物のう ち転落防止柵の 改築、維持、修繕 及び災害後の復 旧工事並びに許 可、行政処分等 の権限の行使に 関する事務並び に兼用工作物の 占用許可に関す る事務	公園管理者	道路管理者	管理区分

# 告示

埼玉県告示第三百六十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一一九二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

日高市大字大谷沢字西原一〇〇番一他二一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四三三三・〇立方メートル

# 告 示

埼玉県告示第三百六十二号

深谷市から深谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

埼玉県告示第三百六十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 組合の名称

和光市白子三丁目中央土地区画整理組合

## 二 事業施行期間

平成二十一年十一月二十日から

平成三十年三月三十一日まで

## 三 施行地区

和光市白子三丁目の一部、大字下新倉吹久原の全部

## 四 事務所所在地

和光市白子三丁目九番九十二号

## 五 設立認可の年月日

平成二十一年十一月二十日

## 六 変更認可の年月日

平成二十四年三月二十三日

## 告 示

埼玉県告示第三百六十四号

埼玉県景観計画を変更したので、景観法（平成十六年法律第一百十号）第九条第八項の規定において準用する同条第六項の規定により、その計画図及び計画書の写しを埼玉県都市整備部田園都市づくり課、各県土整備事務所、加須市建設部まちづくり課、本庄市都市整備部建築開発課、東松山市都市整備部都市計画課、羽生市まちづくり部開発建築課、深谷市都市整備部都市計画課、久喜市建設部都市計画課、滑川町建設課、嵐山町企業支援課、小川町建設課、美里町建設環境課、上里町まち整備課及び寄居町都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県計量検定所長 石 島 徹

一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
東秩父村	平成二十四年五月二十五日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	東秩父村役場
越 生 町	平成二十四年五月二十八日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	越生町中央公民館
	平成二十四年五月二十九日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	越生自然休養村センター
戸 田 市	平成二十四年六月四日及び同月五日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	戸田市役所
	平成二十四年六月六日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	蕨市民会館駐車場
蕨 市	平成二十四年六月七日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	蕨市民公園緊急車両駐車場

飯能市	ときがわ町	嵐山町	毛呂山町	滑川町	小川町	鳩山町
平成二十四年六月二十 五日	平成二十四年六月二十 一日	平成二十四年六月二十 日	平成二十四年六月十九 日	平成二十四年六月十八 日	平成二十四年六月十三 日及び同月十四日	平成二十四年六月十二 日
午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午後一時から三時 まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで
吾野公民館	ときがわ町役場本 町舎	嵐山町健康増進セ ンター（嵐山町役 場脇）	毛呂山町役場来客 駐車場	滑川町コミュニテ イセンター	小川町役場	鳩山町役場
平成二十四年六月二十 六日	平成二十四年六月二十 七日から同月二十九 日まで	平成二十四年六月二十 七日から同月二十九 日まで	平成二十四年六月二十 七日から同月二十九 日まで	平成二十四年六月二十 七日から同月二十九 日まで	平成二十四年六月二十 七日から同月二十九 日まで	平成二十四年六月二十 七日から同月二十九 日まで
名栗公民館	原市場公民館	飯能市役所西側付 属棟車庫				

日高市	吉見町	川島町	三芳町	鶴ヶ島市	入間市
平成二十四年七月二日	平成二十四年七月三日	平成二十四年七月四日	平成二十四年七月五日	平成二十四年七月六日	平成二十四年七月九日
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
日高市役所駐車場	吉見町役場	川島町民会館駐車場	三芳町役場第一駐車場	鶴ヶ島市役所	金子公民館

				戸田市		蕨市		坂戸市		東松山市	
平成二十四年七月十三日		平成二十四年七月十七日		平成二十四年七月十八日		平成二十四年七月十九日		平成二十四年七月二十三日から同月二十五日まで		平成二十四年七月二十六日及び同月二十七日	
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	
藤沢公民館		東金子公民館		入間市市民会館		戸田市役所		坂戸市文化会館大駐車場		松山市民活動センター	
大岡市民活動センター		唐子市民活動センター		高坂市民活動センター		野本市市民活動センター				平成二十四年七月三十一日	

吉見町	川島町	鶴ヶ島市	坂戸市	東松山市
平成二十四年八月二十四日				
午前十時から正午	まで及び午後一時	から三時まで		
松山市民活動センター	ター			

# 告示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県計量検定所長 石島 徹

## 一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びびょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

## 二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
東秩父村	平成二十四年六月一日から八月三十一日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を決める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
越生町	平成二十四年六月五日から九月四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
戸田市	平成二十四年六月十四日から九月十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
蕨市	平成二十四年六月十五日から九月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
鳩山町	平成二十四年六月二十日から九月十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同



小川町	平成二十四年六月二十日から九月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
滑川町	平成二十四年六月二十五日から九月二十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
毛呂山町	平成二十四年六月二十九日から九月二十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
嵐山町	平成二十四年七月二日から十月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
ときがわ町	平成二十四年七月三日から十月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
飯能市	平成二十四年七月五日から十月二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
日高市	平成二十四年七月十二日から十月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
吉見町	平成二十四年七月十三日から十月十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
川島町	平成二十四年七月十七日から十月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
三芳町	平成二十四年七月十八日から十月十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

東松山市	坂戸市	人間市	鶴ヶ島市
平成二十四年八月七日から十一月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十四年八月二日から十一月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十四年七月二十日から十月十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十四年七月十九日から十月十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同

# 告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県北本県土整備事務所長 野 川 達 哉

川越栗橋線	路線名
桶川市大字下日出谷字高井八九三番一地从先から桶川市泉二丁目九三四番一四七地先まで	供用開始の区間
平成二十四年三月二十三日	供用開始の期日
延長二八一・四七メートル	備考

# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 小島 一 男

<p>さいたまふじみ野所沢線</p>	<p>路線名</p>
<p>ふじみ野市上福岡三丁目一五二一 番一六地先から同市上福岡四丁目八 三二番四地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年三月二十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>・ 延長一三 メートル</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 小島 一 男

路線名	さいたまふじみ野所沢線
供用開始の区間	ふじみ野市鶴ヶ舞二丁目四六番二 地先から同市鶴ヶ舞二丁目四六番一 地先まで
供用開始の期日	平成二十四年三月二十三日
備考	延長一五・八 メートル



# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水村 正和

一 道路の種類 県道

二 路線名 東松山越生線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で 大橋字川子田六八四番地一 地先ま	比企郡鳩山町大字奥田字鳥居前五 三三番地一 地先から同郡同町大字	区 間
一〇・九〇 一〇・九〇 一〇・九〇 一九・二〇	九・〇〇 一八・五〇	敷地の幅員 (メートル)
一、四六〇・〇〇		延長 (メートル)
道路法第十七条第四項の規定に基づく権限代行区間において鳩山町が施工する歩道整備による県道の拡幅		備考

## 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水 村 正 和

<p>路線名</p>	<p>東松山鴻巣線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>東松山市新宿町二七番一地先から比企郡吉見町大字西吉見一二五番地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十四年三月二十四日 午後四時</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十三年四月一日東松山県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一、三三三・〇〇メートル。</p>

## 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水村 正和

東松山鴻巣線	路線名
東松山市五領町一二番八九地先から 同市五領町一六番九地先まで	供用開始の区間
平成二十四年三月二十四日	供用開始の期日
延長二一〇・〇 メートル	備考

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県秩父県土整備事務所長 秋 山 幸 男

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 皆野荒川線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
<p>留字萩平七八九番三地先まで</p>	<p>秩父郡小鹿野町長留字上原六 ○九番一地从り同郡同町長</p>	<p>秩父郡小鹿野町長留字上原六 ○九番一地从り同郡同町長 留字萩平七八九番三地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>三三二・九〇</p>	<p>一一・五〇</p>	<p>三・九五 五・八〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二二二・五〇</p>	<p>三三二〇・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>鹿野町に引き継ぐ。 り、旧Aの一部を小 された引継処理であ 四百二十三号で予定 付け埼玉県告示第千 平成八年九月十七日</p>			<p>備 考</p>



# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県秩父県土整備事務所長 秋 山 幸 男

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 皆野両神荒川線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
二八六番三地先まで	秩父郡小鹿野町両神小森字芦ノ和田一七三番二地先から同郡同町両神小森字東間庭一	秩父郡小鹿野町両神小森字芦ノ和田一九三番一地从先から同郡同町両神小森字東間庭一二八六番三地先まで	区 間
二八・〇〇	一二・〇〇}	三・六〇} 六・五〇	敷地の幅員 (メートル)
三五〇・〇〇	三二五・〇〇		延 長 (メートル)
	Aの一部を小鹿野町に引き継ぐ。	平成六年三月二十二日付け埼玉県告示第四百号で予定された引継処理であり、旧	備 考

# 告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
深谷市荒川字上宿一五二番地先 から同市荒川字新井一〇二九番 地先まで		区 間
一三・五〇 三六・三六	一一・七九 一六・三九	敷地の幅員 (メートル)
一三六・四一		延長 (メートル)
交差点改良工事		備 考

# 告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 花園本庄線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
深谷市荒川字上宿一四三番地先 から同市荒川字上宿一三三九番 地先まで		区 間
一三・二〇〇 一五・七〇	六・七二 八・六〇	敷地の幅員 (メートル)
九五・一七		延長 (メートル)
交差点改良工事		備 考

# 告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 菅谷寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
深谷市荒川字原宿八二一 番地先 から同市荒川字原宿八二一 番地先 まで		区 間
一五・二〇〇 一五・七〇	一〇・一八〇 一〇・六三	敷地の幅員 (メートル)
四九・三八		延長 (メートル)
交差点改良工事		備 考



# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

葛飾吉川松伏線	路線名
吉川市大字保字下河原三三番三地先から 同市大字保字下河原三三番二地先まで	供用開始の区間
平成二十四年三月二十三日	供用開始の期日
延長二一・一七メートル 用開始である。 平成九年六月二十七日付け 埼玉県告示第九百五十五号 における道路区域の一部供	備考

# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 葛飾吉川松伏線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先から同市保一丁目九一番地先まで	吉川市大字木売字井堀向道下四五三番四	区 間
二二・〇〇〇〇四八・五〇	二二・〇〇〇〇四二・四〇	敷地の幅員 (メートル)
	七九一・六〇	延長 (メートル)
		備 考

# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

葛飾吉川松伏線	路 線 名
吉川市大字木売字井堀向道下四五三番四 地先から同市保一丁目九一番地先まで	供用開始の区間
平成二十四年三月二十四日 午後四時	供用開始の期日
平成二十四年三月二十三日 付け埼玉県越谷県土整備事 務所長告示第七号における 道路区域の供用開始である。 延長七九一・六〇メートル	備 考

# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

葛飾吉川松伏線	路線名
三郷市大字上彦名字本田井堀内三二六番六地先から 吉川市美南四丁目三番地先まで	供用開始の区間
平成二十四年三月二十四日 午後四時	供用開始の期日
平成四年十一月二十七日 付け埼玉県告示第千六百 三十五号で変更した区域 の一部供用開始である。 延長一四一・メートル	備考



# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

<p>草加流山線</p>	<p>路線名</p>
<p>三郷市大字上彦名字本田井堀内二八二番二地先から 同市大字上彦名字本田井堀内三三三番五五地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年三月二十四日 午後四時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十三年六月二十九日付け 埼玉県告示第千八十号で変更 した区域の一部供用開始である。 延長二五三・八八メートル。</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大島 秀彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 金明町鳩ヶ谷線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	草加市新善町字四郎治三九六番一地先から草加市新善町字四郎治三九四番四地先	区 間
一三・五〇〇～一三・九五	一〇・六〇〇～一三・九五	敷地の幅員 (メートル)
	三八・〇〇	延 長 (メートル)
		備 考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十二年十月八日

指令川建セ第二二〇〇六一〇号

二 検査済証番号

平成二十四年三月十九日

川建セ第二三〇一〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字吹塚字株木町七五八番一、大字吹塚（元戸守分）字株

木二二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都文京区小石川二丁目五番五号

紅屋オフセット株式会社 代表取締役 今井 敏義

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年三月五日

指令川建セ第二三〇〇六五一号

二 検査済証番号

平成二十四年三月十九日

川建セ第二三〇一〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字中山字西浦一四〇二番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字田木九四三番地

田中 和吉

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十四年三月六日

指令越建セ第二三〇〇三二号

二 検査済証番号

平成二十四年三月十九日

越建セ第四八七一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮八十五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南二―十二―八 エクセル二〇五

新井 友之

# 告 示

埼玉県公安委員会告示第63号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の2第1項の規定により都道府県暴力追放運動推進センターとして指定した財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターから、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成24年3月23日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

変更に係る 事項	変更前	変更後	変更しようとする 年月日
名称	財団法人埼玉県暴力追放・ 薬物乱用防止センター	公益財団法人埼玉県暴力追 放・薬物乱用防止センター	平成24年4月1日



# 告 示

埼玉県選管告示第十七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十四年三月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十四年三月二十七日 午前十時

二 場所 埼玉教育会館三階 三〇五会議室

三 議題

イ 公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部改正について

ロ その他

正 誤

埼玉県告示第二百十一号（平成二十四年三月二日第二千三百六十八号）中訂正

ページ 行

一 前から十

誤

部及び二百九十七番七の一部

正

部及び二百二十九番七の一部